



わたしの研究 ③7

テーマ

基本的人権論再考

大江 正昭



これまで、私が主たる研究対象にしてきた基本的人権（以下では、単に「人権」とすることもあります。）に関する問題意識の一端を書かせていただくこととする。

なお、ここでの基本的人権とは、欧米近代で形成された観念であり、日本国憲法の中心的価値をなすとともに、日本に生活する者が一定に享受しているものを対象としている。

基本的人権とは、通常、「人が人であることだけで当然有するもの」（宮沢）と定義される。つまり、基本的人権とは、すべての人に認められるもの、普遍的なものということになる。では、定義通りに、人権はすべての人に認められたのであろうか。

歴史的現実をみると、近代世界においては、性別、人種・民族等の違いによる差別や、奴隷制、植民地支配があり、そこでの被差別者

は、人権享有主体性を認められなかった。たとえば、アメリカの『独立宣言』（1776年）では、平等に創られたのは all men であって、all women は排除されていたし、フランスの『人権宣言』（1789年）の人権享有主体は、男性、男性市民を示す homme、citoyen であって、女性、女性市民を示す femme、citoyenne を排除していたことから、ゲージュは、これに対抗して、『女権宣言』（1791年）を書いた。この女性排除は、ロック等の近代思想家においても同様であった。また、アメリカ連邦憲法は、4条2節3で奴隷制を前提とした規定を置き、この規定の改定には南北戦争を必要とした。

さらに、植民地支配とは、人権論的見地からは、支配者＝宗主国人が享受する人権を、現地人には認めないということである（認めるならば植民地にする必要はない。）。

つまり、人権は、歴史的には、その定義とは異なり、すべての人に認められなかったのである。そして、このような「人権否定」は、人権観念・制度が欧米近代において形成されたということ（人権観念の欧米近代性）と密接に関連していると思われる。

そこで、欧米近代とは何かが問題となる。伝統的学説は、発展段階論に立脚して、自生的に発展したと認識する欧米近代を「先進」、停滞したままで、開発されなかったと認識する非欧米地域（旧植民地・南側）を「後進」、

「低開発」あるいは「前近代」と捉える。しかし、欧米近代の形成は、欧米だけで可能だったのではなく、非欧米地域に対する植民地支配＝収奪によって可能だったのであり、非欧米地域は、停滞していたのではなく、欧米の収奪によって徹底的に「低開発」という開発をされたのである（低開発の開発）。すなわち、欧米近代は、非欧米地域の近代なくして形成不可能だったのであり、両者は表裏一体であったし、それは、現在も南北問題として継続しているといわねばならないのである。発展段階論に立つ欧米の学者は、この視点を欠くため、欧米近代＝先進、非欧米近代＝後進と捉え、非欧米地域の学者達も、この発想を受容したのである。

この発展段階論的発想からは、人権観念は欧米近代育ちというだけで普遍的とされ、肯定的に評価され、上記歴史的現実とは、人権享有主体性の問題ではなく、人権享有主体として認めた上で人権の不十分な保障ないし人権侵害と認識されることになる（例：法的な男女平等の下での男女の賃金格差）。

しかし、人権観念が欧米近代の形成物たる以上、欧米近代という制約を帯びているといわねばならない。とするならば、我々が日常的に語っている人権観念は、西欧的人権観念なのであり、普遍的なものではなく、地域的・歴史的制約を帯びた相対的なものでしかないということになる。そして、

上記の歴史的事実を考えるならば、人権とは、定義とは異なり、欧米人・北側の人のみの人権ではなかったのか、あるいは欧米人・北側の人がかつても今も「収奪」の対象としている他地域における人権状況を語る資格があるのか（例：人権外交の問題）などの問題が、次々と浮上してくるのである。

ドイツ留学時、酒席で、以上述べたことを大学院生に話すと、「ドイツでもその種の話はないわけではない。（確信的に、強い語調で）ただ、酒席でのみである。したがって、文献などはないであろう。」と言った。この院生は、大学で会う度に「ション？（もう文献を見つけたか?）」と聞いてきたが、確信的に「ないだろう」と言われた文献など、簡単に見つけることはできるわけもなかったので、「ノッホ（まだだ）」と答え続けることになってしまった。

その時から、時間もかなり経過したがドイツとあまり変わらない状態が、今もなお続いている。結局、この問題は、一生かけて考え続けなければならないテーマということになるようである。

なお、「アジア的人権論」の一部から、以上と部分的に類似した指摘がなされるが、それらは、開発独裁や人権侵害などの現状を正当化するためのものであって、私の視点とまったく異なることを確認しておきたい。

（本研究所研究員 憲法）